

議案第 13 号

野田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

野田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和3年11月30日提出

野田市長 鈴木 有

野田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

附則第8項の見出し中「及び12月」を削り、同項中「及び同年12月1日において管理職手当の支給の対象となる職員に対して同月に支給する期末手当」を削り、同項の次に次の1項を加える。

(令和3年12月に支給する期末手当に関する特例)

9 令和3年12月1日において管理職手当の支給の対象となる職員に対して同月に支給する期末手当に関する第19条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「100分の62.5」とあるのは「100分の60」とする。

第2条 野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

(野田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 野田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成18年野田市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 野田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年野田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和3年12月に支給する期末手当に関する特例)

- 4 令和3年12月に支給する期末手当に関する第14条第1項及び第24条第1項の規定の適用については、第14条第1項中「支給する。」とあるのは「支給する。この場合において、給与条例第19条第2項中「100分の112.5」とあるのは、「100分の127.5」と読み替えるものとする。」と、第24条第1項中「第19条第4項」とあるのは「第19条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の127.5」と、同条第4項」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第3項及び第5項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 2 野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和63年野田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改める。

- 3 野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の112.5」を「100分の120」に改める。

(野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和63年野田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改める。

- 5 野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正す

る。

第5条中「100分の112.5」を「100分の120」に改める。

提案理由

人事院勧告及び諸般の事情を考慮し、期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

参考資料

野田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年野田市条例第32号) (第1条関係)

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(期末手当) 第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(令和3年6月に支給する期末手当に関する特例)</p> <p>8 令和3年6月1日において管理職手当の支給の対象となる職員に対して同月に支給する期末手当に関する第19条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の125</u>」と、同条第3項中「<u>100分の72.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p><u>(令和3年12月に支給する期末手当に関する特例)</u></p> <p>9 <u>令和3年12月1日において管理職手当の支給の対象となる職員に対して同月に支給する期末手当に関する第19条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「100分の62.5」とあるのは「100分の60」とする。</u></p> | <p>(期末手当) 第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(令和3年6月及び12月に支給する期末手当に関する特例)</p> <p>8 令和3年6月1日において管理職手当の支給の対象となる職員に対して同月に支給する期末手当及び同年12月1日において管理職手当の支給の対象となる職員に対して同月に支給する期末手当に関する第19条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の125</u>」と、同条第3項中「<u>100分の72.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> |

○ 野田市一般職の職員の給与に関する条例 (第2条関係)

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(期末手当) 第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号</p> | <p>(期末手当) 第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各</p> |

| | |
|---|--|
| <p>に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> | <p>号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> |
|---|--|

○ 野田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年野田市条例第1号）（第3条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(野田市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」とあるのは「、武力攻撃災害等派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> | <p>(野田市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」とあるのは「、武力攻撃災害等派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> |

○ 野田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（第4条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(野田市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」とあるのは「、武力攻撃災害等派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> | <p>(野田市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」とあるのは「、武力攻撃災害等派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> |

○ 野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年野田市条例第22号）（第5条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|-----------|
| <p>附則</p> <p>(令和3年12月に支給する期末手当に関する特例)</p> <p>4 令和3年12月に支給する期末手当に関する第14条第1項及び第24条第1項の規定</p> | <p>附則</p> |

の適用については、第14条第1項中「支給する。」とあるのは「支給する。この場合において、給与条例第19条第2項中「100分の112.5」とあるのは、「100分の127.5」と読み替えるものとする。」と、第24条第1項中「第19条第4項」とあるのは「第19条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の127.5」と、同条第4項」とする。

○ 野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和63年野田市条例第1号）（附則第2項関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第3条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「100分の212.5」と読み替え、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「議長等が受けるべき議員報酬の月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第3条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の212.5」と読み替え、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「議長等が受けるべき議員報酬の月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> |

○ 野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（附則第3項関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第3条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の212.5」と読み替え、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「議長等が受けるべき議員報酬の月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第3条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「100分の212.5」と読み替え、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「議長等が受けるべき議員報酬の月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> |

○ 野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和63年野田市条例第2号）（附則第4項関係）

| 改正案 | 現行 |
|---------------|---------------|
| <p>(期末手当)</p> | <p>(期末手当)</p> |

第5条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の212.5」と読み替え、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「特別職の職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

第5条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の212.5」と読み替え、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「特別職の職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

○ 野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例 (附則第5項関係)

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(期末手当) 第5条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の212.5」と読み替え、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「特別職の職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> | <p>(期末手当) 第5条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「100分の212.5」と読み替え、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「特別職の職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> |